

## 〈海外動向紹介〉

### 金融・保険市場における動向（欧州）

#### 【EU・規制動向】

##### ○EIOPA（旧 CEIOPS）が、第5回定量的影響度調査（QIS5）の結果を発表

欧州保険・年金監督機構（EIOPA）は、3月14日にソルベンシーⅡ導入に関わる第5回定量的影響度調査（QIS5）の結果を発表した。QIS5は、ソルベンシーⅡにおける資産および負債、ならびに資本状況の評価方法に関する実行可能性および保険会社に対する影響度等を調査するものであり、ソルベンシーⅡの対象となる保険会社の約70%が本調査に参加した。

ソルベンシーⅡの基準での評価によると、欧州における保険会社の財務状況は全体として健全であり、調査参加保険会社で見ると、ソルベンシー資本必要額（SCR）に対して、3,950億ユーロの超過資本を有し、最低必要資本額（MCR）に対しては6,760億ユーロの超過資本を保有している。

QIS5は、すべての保険会社、特に、中小規模の保険会社が、適切にソルベンシーⅡを導入できるよう、ガイダンスが必要な項目等を明確にすることも目的としており、今回の調査では、損害保険および医療保険の巨大災害のサブ・モジュールの構造、ならびに将来の保険料の期待収益等がガイダンス等を必要とする項目として明確になった。さらに、QIS5は、今回の調査対象ではないが、ソルベンシーⅡの準備に際して留意すべき他の重要な分野、例えば、ガバナンス要件、リスク管理および報告要件等も改めて明確にした。

これらを踏まえて、EIOPAでは、ソルベンシーⅠからソルベンシーⅡへスムーズに移行できるようにするための措置が必要であると結論づけ、保険会社の事業の継続を阻害せず、競争力を確保することが必要であるとしている。移行措置は限定的なものとし、過度に拡大するべきものでないとしつつ、一方で、保険会社の有効性を制限するほどに短期間とすべきではないとしている。

（EIOPAのウェブサイトより）

#### 【EU・規制動向】

##### ○欧州司法裁判所、性別に基づく保険料設定を禁止

欧州連合（EU）の最高裁判所に相当する欧州司法裁判所は、2011年3月1日、EU域内で一般化している男女別の保険料は、欧州連合基本権憲章に抵触し、違法であるとの判断を示した。これにより、過去の統計によってクレームの頻度および額に男女差が認められることが明らかな場合であっても、性別を保険料率算出要素として使用することができなくなり、生命保険、自動車保険、医療保険のすべてにおいて、保険会社は料率の見直しを迫られることとなった。

本件の事の発端となったのは、ベルギーにおいて男性2人が「男性に女性よりも高い生命保険料がかけられるのは、差別である」と訴え、裁判を起こしたことであった。

現在は、過去の統計に基づき、生命保険においては男性よりも長く生きる女性への生命保険料を低くし、損害保険においては事故発生率の高い男性ドライバーへの自動車保険料を高く設定することが一般的であるが、今回の判決により、女性の保険料負担が増えることとなる。

例えば自動車保険において、本判決を受けて料率を改定すると、25歳以下の女性の保険料は25%程度増加する。

本判決を受け、EU域内で営業を行っている保険会社は2012年12月20日までに料率の改定を行う必要がある。

(The Wall Street Journal 2011.3.2 ほか)

## 【イギリス・規制動向】

### ○イギリス政府が金融サービス機構（FSA）に代わる2つの金融監督機関の導入を提案

2011年2月17日にイギリス政府によって諮問文書が発表され、銀行や保険会社を含む金融サービスに対する新しい監督体制の導入が提案されている。この新しい監督体制では、従来の金融サービス機構（FSA）の業務を、健全性監督機構（Prudential Regulation Authority : PRA）と金融行為監視機構（Financial Conduct Authority : FCA）の2つの監督機関が担うことになる。前者のPRAは、イギリスの中央銀行であるイングランド銀行の下部組織として、個々の金融機関の監督を通じて金融システム全体の安定的かつ健全な運営を管轄し、後者のFCAは、従来のFSAの後継組織として、特に消費者の保護と金融行為の監視を通じて、金融サービス・市場の信頼性確保を管轄することになる。

また、この諮問文書では、流動性リスクおよび一般的に保険会社の倒産は銀行の倒産ほどシステミック・リスクに繋がる可能性が低いという点における保険と銀行のビジネス・モデルの相違を認識して、それぞれの監督に差異を設けるとしている。このことは、PRAによる保険会社の安定性または健全性に関する監督は、銀行に対する監督よりも緩やかなものになることを意味している。

(Insurance Daily 2011.2.18、Insurance Journal 2011.2.18 ほか)

## 【イギリス・規制動向】

### ○イギリス司法長官が弁護士報酬制度「No win, no fee」の改革を断言、自動車保険料の引き下げ効果に期待

弁護士の成功報酬制度（No win, no fee ルール）の改革案をイギリス政府が示したのに続いて、司法長官がその改革実行を断言したことについて、英国保険協会（Association of British Insurers : ABI）やロイズ協会（Lloyd's Market Association : LMA）等は歡

迎の意を表している。

この No win, no fee ルールとは、その名のとおりに、敗訴した場合には弁護士は報酬を請求しないが、勝訴した場合には弁護に要した時間に応じた通常の報酬に、さらに成功報酬が加算され、敗訴した側に請求されるという制度である。こうした制度が、救急車を追いかける弁護士 (ambulance chasing lawyers) を生み出し、通常は提訴されない小さなクレームについて提訴することを人々に奨励することで、イギリスの保険会社にとって自動車保険金を押し上げる大きな要因となっていると報じている。

イギリス政府の改革案は、こうした成功報酬制度を廃止するというものであるが、LMA は、この他にも 2009 年 12 月に公表されたジャクソン改革提案 (Review of Civil Litigation Costs) で提案されている改革を徹底的に実現するよう要求している。これらの改革には、弁護士の固定報酬の利用の促進や、紹介手数料の禁止または制限も含まれている。

(Informa Insurance News 2011.3.1、Daily Express 2011.3.30 ほか)

## 【イギリス・市場動向】

### ○英国 FSA が同国の保険会社のリスクについて見解を発表

英国 FSA は、3 月 17 日に Prudential Risk Outlook (健全性リスク展望) を発表、その中で同国の保険業界のリスクの展望について言及している。2009 年は生損保業界とも利益が上がり、資本も健全であるとしつつ、損保業界については、低金利が、投資収益を抑制しているため、価格と引受方針を決定する際には、投資収益があまり見込めないことを考慮して、保険引受の収益性向上を図る必要があるとしている。

また、損害保険は、クレーム費用やリスクの見通しが良いこともあり、より寛大な引受条件が可能となる周期に入ってきているように思われる。一方で、全保険種目にわたって、保険金請求が継続的に増加する可能性があり、インフレ圧力とも相俟って、損害保険業界に対して危険をもたらすおそれがあるとしている。

一方、生命保険業界については、収益性に対する複数の中長期的な課題があるとし、その中には、長期貯蓄商品に対するニーズが低迷していること、他の種類の貯蓄・投資性商品との競争激化ならびに監督上および法規制上の変化が含まれるとしている。

(英国 FSA のウェブサイトより)

## 【イギリス・市場動向】

### ○保険金詐欺防止のための官民協力

自動車保険に関する保険金詐欺を減少させることを目的として、イギリス政府は、運転者・車両免許局 (DVLA) に登録されている記録への保険会社のアクセスを認めることとし、2012 年半ばまでに運営が開始される予定である。

本件について、イギリス政府は、当初、2011 年の夏までに導入する計画としていた。

一方で、英国保険協会（ABI）は、インフラとなる IT システムのセキュリティーを確保するため、もう 18 ヶ月は必要であると主張しており、結果として、2012 年半ばより前の運営開始は難しくなった。英国保険協会は、運営開始まで 18 ヶ月かかるという見積りは、IT インフラを確実に起動させるための期間として妥当なものであること、および本システムの導入に当たって最も重要なことは、急ぐことではなく、正しく対応をとるべきことである旨のコメントを行っている。

(Post Magazine 2011.2.24 ほか)

## 金融・保険市場における動向（米国）

### 【規制動向】

#### ○ニューヨーク州の保険庁および銀行庁を合併し、金融サービス庁を設立する法案成立

ニューヨーク州の保険庁および銀行庁を合併して新たな金融サービス庁（Department of Financial Services）を設立すること等を実行する金融サービス法（Financial Services Law）の制定を含めた予算法案が2011年3月末に州議会を通過し、クオモ州知事が署名して成立した。

金融サービス法は、保険庁および銀行庁の合併による州政府の管理費用の削減とともに、新たな金融サービス庁の設立によって、州内の保険および銀行のほか、新しい金融商品・サービス（連邦規制当局ならびに消費者および投資者保護に係る州の他の規制当局の対象を除く）に関する不正行為に対する捜査権限の強化等を意図したものである。

本改革は、2段階で進められることとなっている。第1段階は、保険庁と銀行庁の合併による新しい金融サービス庁の設立であり、2011年10月が予定されている。第2段階は、新たな規制・監督権限の実施であり、今後6カ月から9カ月かけて、議会および州政府の政策立案者ならびに利害関係者で構成される作業グループによって、両庁の規制・監督権限の重複等の見直しが検討されたいうで施行される予定である。

米国の大手損害保険会社が加盟する米国保険協会（American Insurance Association：AIA）は、保険業および銀行業の規制・監督は、新監督機関の中に保険部門および銀行部門が設置されて行われること等から、両庁の合併を歓迎している。

（National Underwriter P&C 2011.4.4 ほか）

### 【規制動向】

#### ○全米洪水保険制度の改革および期限延長法案が下院の小委員会で可決

連邦緊急事態管理庁（FEMA）が運営する全米洪水保険制度（NFIP）の改革および有効期限を延長する法案 H.R. 1309 が、2011年4月、連邦下院議会金融サービス委員会の保険、住宅およびコミュニティ機会小委員会で可決された。

NFIP は、1968年に創設され、連邦政府が指定した洪水危険地帯を有する自治体が洪水被害軽減措置の実施等を条件に同制度に加入し、自治体の制度加入を前提として、同危険地帯に所在する建物および動産に洪水保険を提供するものである。

NFIP は、低加入率や保険金支払の増大等によって177億ドル余りの巨額の負債を抱える一方、制度改革が進まず、期限切れと暫定的な延長法採択が繰り返され、現行制度は暫定的に2011年9月末までの延長措置がとられた。

H.R.1309 は、洪水保険料率マップ策定手続および補償範囲の改善等を図り、期限を

2016年9月末まで延長するものである。米国保険協会（AIA）等は料率マップ問題の改善および5年間の安定的な洪水保険の提供を確保する同法案を歓迎している。

（連邦下院金融サービス委員会プレス・リリース 2011.4.5 ほか）

## 【市場動向】

### ○中国製ドライウォールによる住宅機器損害および健康被害

住宅建材である中国製ドライウォールの一部には、硫黄などのガスが発生することにより、住宅機器や配線などの金属部分の腐食や、悪臭、目・皮膚のかゆみ、咳、鼻血・鼻水、頭痛等の健康被害が発生している事例もある。これらのドライウォールは、ハリケーン・カトリーナなどの台風被害により建て替えられて住宅を中心として、2006～2007年に建設された住宅で多く使用されている。

消費製品安全委員会（Consumer Product Safety Commission：CPSC）によれば、ドライウォール問題は、42の州などから3,838件の事例報告がなされている。これらの報告の56%がフロリダ州、19%がルイジアナ州、6%がミシシッピ州およびアラバマ州、4%がバージニア州からのものであり、被害報告の9割がこの5つの州に集中している。

このため、フロリダ州連邦地裁では、保険会社にドライウォールによる財産損害や訴訟費用などの保険カバーを提供しないことを認める判決が出ている。またルイジアナ州連邦地裁では、ホームオーナーズ保険の汚染免責条項が適用できないとする判決も出ている。賠償責任保険やホームオーナーズ保険に関して、新たなリスクとして動向が注視されている。

（Business Insurance 2010.12.6、Best Week 2011.2.28、CPSC ウェブサイト）

## 【市場動向】

### ○D&O 保険の料率水準は低下傾向

米国における会社役員賠償責任保険（D&O 保険）の料率水準は、経営状況が悪化した商業銀行など一部には引受の厳しい業界もあるが、全体としては低下傾向を示している。これは保険会社間の競争激化と引受余力が拡大していることが要因である。

大手保険仲介者であるマーシュ（MARSH）でも、企業分野でのソフトマーケット化が2011年も継続する見通しを公表しており、上場企業のD&O 保険の保険料は、2010年第4四半期には前年比で平均12.2%引き下げられたとしている。また、2011年の見通しとして、リスクの良好な企業への保険料は引き続き、競争的な環境であるとしている。ただし、訴訟や規制の変更の増加、D&O 保険会社の統合などを、保険料水準が反転する可能性として挙げている。

（Business Insurance 2011.1.10、MARSH ウェブサイト）

## 金融・保険市場における動向（アジア）

### 【中国・規制動向】

#### ○監督当局が保険仲介者に対する監督を強化へ

中国保険監督管理委員会（CIRC）は、保険仲介者の監督を強化すると発表した。CIRCは2011年3月1日より有効とされる通達の中で、保険会社に対し保険サービスの取扱を委託する保険仲介者との間で契約書を取り交わすよう求めるとともに、委託契約書には手数料の支払規準を明記することとしている。このほか当該通達には、保険会社が直接取り扱った保険取引に関しては保険仲介者に手数料を支払わないこと、適格性を欠く保険仲介者には保険会社は手数料を支払うべきではないこと、保険会社と委託契約を締結していない保険仲介者に対する手数料支払を禁止することなどが明記されている。

（Asia Insurance Review February 2011 ほか）

### 【中国・市場動向】

#### ○米ゴールドマンが中国の泰康人寿保険の株式 12.02%を取得

2011年4月8日、米国投資銀行のゴールドマン・サックス・グループは、北京を拠点とする生命保険会社である泰康人寿保険（Taikang Life Insurance）の12.02%の株式を取得したことを公表した。フランスの保険会社アクサからの購入であり、購入金額は公表されていないが、市場関係者の間ではおよそ8～9億ドルと見積もられている。ゴールドマンは、この購入により泰康人寿保険の第2位の株主となった。ゴールドマンは、2005年8月、中国第2位の保険会社である平安保険への投資から撤退しており、中国保険市場への復帰は6年ぶりとなる。

泰康人寿保険は、2010年の保険料収入が約133億ドルで、中国第5位の保険会社である。総資産は約440億ドルで、顧客数は5,400万人以上にのぼる。中国の保険市場は、過去30年に年30%のペースで拡大しており、2011年の保険料収入の伸び率も20%程度になると見込まれている。ゴールドマンは、泰康人寿保険の株主として、高成長が見込まれる中国保険市場に参画するとともに、泰康人寿保険の株式公開、業務国際化の際のサービス提供等に携わるものとみられている。泰康人寿保険は、今後、商品開発、投資管理、国内外金融商品への投資等の分野でゴールドマンとの協力関係を強化している。

（A.M.BEST 社ウェブサイトほか）

### 【ニュージーランド・自然災害】

#### ○ニュージーランドのクライストチャーチで地震により巨額の損害発生

2011年2月22日、ニュージーランドで2番目に大きい都市クライストチャーチでマ

マグニチュード 6.3 の地震が発生した。確認された死者数は、4月7日時点で172人（うち日本人死者は28人）となった。異常災害モデリング会社である AIR Worldwide 社は、付保損害額を 50 億～115 億 NZドル（約 3,000 億～7,000 億円）と推定した。

この地震は、2010年9月に発生したマグニチュード 7.0 の地震の余震のうちの一つとみられている。AIR Worldwide 社は、9月の地震の付保損害額については 27 億～60 億 NZドル（約 1,600 億～3,600 億円）と推定した。

ニュージーランドの地震損害の保険カバーでは、政府が住宅所有者に提供する地震保険プランが中心となっている。住宅の建物は1件当たり10万NZドル（約600万円）まで、家財は2万NZドル（約120万円）までを限度に、政府系の公社であるニュージーランド地震委員会（EQC）が補償を提供している。EQC は、損害のファーストロス部分 15 億 NZドル（約 900 億円）まで補償する責任を有するが、それを上回る額については再保険カバーが手配されている。

世界の異常災害リスクの再保険料率に与える影響については、国際再保険市場の資本が潤沢であること等から限定的との見方が多い。

なお、2011年4月12日、ニュージーランドの財務省は、地震関連の政府支出を今年度予算に 85 億 NZドル（約 5,600 億円）計上すると公表した。道路、学校、土地の再整備、事業支援策、地震保険プラン等に関する支出は数年間にわたって生じるが、すべて今年度予算に計上するとしている。

（AIR Worldwide 社のウェブサイト、National Underwriter P&C 2011.3.7 ほか）

## 【オーストラリア・自然災害】

### ○財務省が災害保険の見直しに着手

昨今の広範な洪水その他の自然災害が壊滅的な損害をもたらしていることを受けて、オーストラリア政府は財務省に対し災害保険の見直しを指示した。この見直しは個人契約および企業契約を対象に、自然災害救助に対する長期的な財政支援の観点から行われる。

見直しでは、現状の民間災害保険に関する実態把握のほか、民間保険によるカバーでの阻害要因の有無、240 億オーストラリアドル規模とされる民間災害保険市場に政府が介入することで想定される影響、高リスク・高保険料地域に所在する個人または小企業の契約者に対する保険料補助の事例の有無などについて調査される。

見直しの結果は 2011 年末までに財務省から政府に報告される予定である。政府は国家レベルでより完全なリスク分担、および、より公平な損害費用分担を助長するような適切な基準が制定できるか懸念している。

（オーストラリア財務省ウェブサイトのニュースリリース 2011.4.3、Reuters 2011.3.3）